

# 遠賀町商工会だより

令和7年  
12月号

TEL 093-293-0165 FAX 093-293-7196 <http://onga-shokokai.com/>

LINE



登録お願いします！



今月のトピック！

冬のはじまりを  
遠賀川駅前で一緒に

～イルミネーションが今年も盛大に点灯しました～

11月8日（土）、遠賀川駅前で華やかなイルミネーション点灯式を開催しました。当日は多くの来場者で賑わい、地域の冬の風物詩として一層輝きを放つイベントとなりました。

会場では、遠賀中学校・遠賀南中学校音楽部の生徒さんによる心温まる合奏・合唱が彩を添え、来場者の皆さまへ特別な時間をお届けすることができました。また、ホットワインや軽食の出店もあり、寒い冬の夜にぴったりの味覚を楽しむことができました。「イルミネーションクイズ」も大盛況で、小さなお子さまから大人の方まで笑顔を届けました。

冬の夜空に煌めく光のアートを、ぜひ訪れてお楽しみください。

期 間：1月30日（金）まで

時 間：17:00～24:00



## 第25回おんが得トクまつり を開催しました

11月30日（日）、遠賀コミュニティセンターで「第25回おんが得トクまつり」を開催しました。今回のまつりでは、町内事業所による大売出しブース、キッチンカー・飲食ブース、体験型コーナー、ステージイベントなど、多彩な企画を通じて地域の魅力を再発見していただく場となりました。本イベントの開催にあたり、ご協力いただきました会員事業所の皆さま、協賛企業、ボランティアのみなさまに厚く御礼申し上げます。商工会では、今後も地域経済の活性化と賑わいづくりに取り組んでまいります。



## 新春講演会・賀詞交歓会 参加者募集中！（12/26受付締切）

年の初めを寿ぎ、遠賀町の発展とみなさまのご健勝を祈念し、恒例の新春講演会・賀詞交歓会を開催いたします。何卒お誘いあわせの上、ご参加ください。

日 時：令和8年1月17日（土） 16:00受付開始

場 所：遠賀コミュニティセンター大ホール

参加費：2,000円

テーマ：「ふるさとから世界へ～経営者として・遠賀町出身者として～」

講 師：TOTO株式会社

代表取締役社長 田村 信也 氏

人手不足、コスト削減、品質向上にお悩みの中小企業の皆様の  
生産性向上を支援します！



## 生産性向上補助金 昨年上限1,300万

毎年、県の補正予算成立後、事業所の生産性向上を目的とした補助金の募集が開始される予定です。本補助金は、小規模事業者および中小企業を対象に、生産性向上に効果的な装置・ソフトウェア等の購入・改良費や、省力化を促進する治具・器具等の購入・改良費に活用できます。

募集は例年3月頃を予定しておりますが、本補助金の申請には、福岡県中小企業DX推進センターによる支援計画の策定が必要となります。計画立案には2～3か月程度を要するため、申請を希望される方は、早めにDX推進センターへお申し込みください。※単なる省エネ空調機器やLED照明の新設・更新は、補助対象外となります。

福岡県中小企業DX推進センター



## 商品券換金期限が迫る！

商品券取扱事業所の皆さま、お手元に未換金の商品券はございませんか？

換金期限が迫っておりますので、お早目に商工会まで換金をお願いします。

得トク商品券（黄・緑）換金期限：1月30日（金）  
物価高騰対策商品券 換金期限：2月27日（金）

換金日：毎週 火・金 10:00～15:00  
(12/29～1/3を除く)

LINE公式アカウントにて換金カレンダーの配信を  
しています。是非ご活用ください。

## 福岡県の特定最低賃金

特定最低賃金 1時間	効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,176円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,137円
輸送用機械器具製造業	1,147円
自動車（新車）小売業	1,131円
百貨店、総合スーパー・マーケット	1,065円
	令和8年2月1日

## 福岡県の最低賃金改定

福岡県特定最低賃金について、上記表の通り改定されました。特定（産業別）最低賃金に該当しない事業は、福岡県最低賃金（1時間1,057円）が適用されます。

最低賃金の引き上げには厚生労働省の「業務改善助成金」をご活用ください。

お問合せ先  
福岡県労働局労働基準部賃金室  
TEL092-411-4578



## 固定資産税

償却資産の申告をお忘れなく

償却資産の申告は1/31まで

会社や個人が事業のために所有している構築物、機械備品などの資産（償却資産）をお持ちの方は固定資産税の対象となり、償却資産が所在する市町村に1月31日までに法令により申告を行う義務があります。

※詳細は同封のチラシをご覧ください

お問合せ先  
遠賀町役場 税務課 課税係  
TEL093-293-1237



## 報告事項

令和7年度第6回理事会が12月16日（火）に開催されました。主な決定・報告事項は下記のとおりです。

### ●新規会員加入について

- ・4件の新規加入（下記表に掲載）、退会0件、区分変更0件でした。
- 会員数は、今回の入退会で588事業所（賛助会員52件を含む）となりました。
- 会員の皆様におかれましても引き続き会員加入推進にご協力お願い致します。

### ●賀詞交歓会・新春講演会について

- ・日 時：令和8年1月17日（土）16:30～ 【1部】新春講演会、【2部】賀詞交歓会
- ・場 所：遠賀コミュニティーセンター 大ホール
- ・新春講演 テーマ：ふるさとから世界へ～経営者として・遠賀町出身者として～
- ・新 春 講 演 者：TOTO株式会社 代表取締役社長 田村 信也 氏

### ●その他報告事項

- ・各部会・委員会等活動、及び役職員の各種研修日程について報告しました。

## 新規会員事業所紹介

事業所名	代表者名	業種	所在地
小顔コルギ遠賀サロン	河野 夏海	サービス業（顔マッサージ、脱毛、よもぎ蒸し）	松の本
(株)スリーフィールド	三原 悠吾	建設業（解体・土木・外構・就労支援B）	遠賀川
社会福祉法人 筑前会	二神 正光	医療福祉（老人介護総合福祉施設運営）	浅木
Lily kitchen	江崎 梨々香	小売・飲食業（キッチンカー）	京都郡苅田町

## 事業所訪問

### ～介護職への感謝の気持ちを大切に、手作りにこだわった食事を提供する「キッチンひなた」～

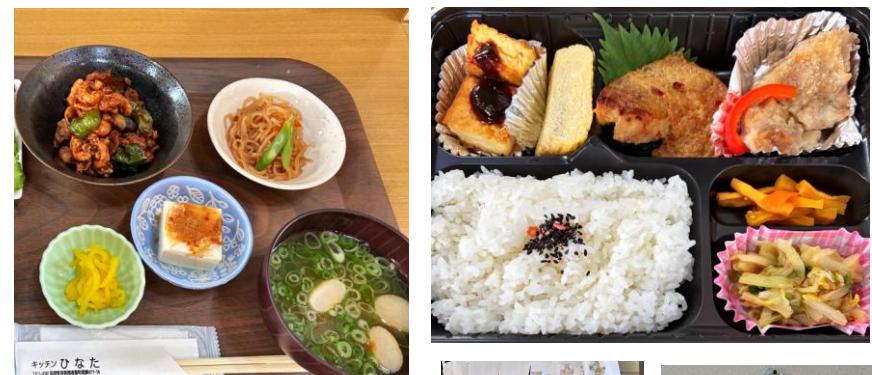
「キッチンひなた」さんは、毎日一品一品を丁寧に手作りする食堂兼弁当店です。代表は栄養士の資格を持ち、奥様は介護職として勤務されていた経験があり、その想いが料理やサービスに活かされています。

食堂では定食を提供しており、弁当販売も行っています。弁当には、日替わりで必ずお肉料理とお魚料理が1品ずつ入っており、栄養バランスに配慮した内容が特長です。代表が栄養士であることから、食堂・弁当ともに健康面を意識した食事が提供されており、来店されたお客様からは「ひなたさんのお弁当を楽しみにしている」といった声も寄せられています。

また、定食・弁当ともにご飯の大盛りが無料で、ボリューム面でも満足度の高い内容となっています。食堂での一番人気はチキン南蛮定食、女性のお客様からは焼き魚定食が特に好評です。

奥様の介護職としての経験から、将来的にはデイサービス事業所と連携し、利用者様が持ち帰るお弁当を担当することで、介護業界のお手伝いをしていきたいという想いもお持ちです。また、遠賀町や当会主催のイベントへの出店にも意欲を示されています。

取材中に来店されたお客様へのお二人の対応は、終始丁寧で温かく、訪れる人のお腹だけでなく心まで満たしてくれる雰囲気が印象的でした。ぜひ一度、「キッチンひなた」さんへ足を運んでみてください。



〒811-4304  
福岡県遠賀町尾崎417-14  
TEL: 093-482-8062  
営業時間: 11:30～15:00  
(オーダーストップ 14:30)  
弁当販売: 11:00～完売まで  
店休日: 毎週水曜日・第1、第3金曜日



## 専門家相談

### 専門家にご相談ください！

税務・労務・補助金・ITに関するお困りごとについて  
ご相談があればご利用ください。

（予約制／お電話ください。 TEL293-0165）

- 税理士  
(山根税理士) 1月5日（月）、1月15日（木）、1月26日（月）

- 社労士  
(野中社労士) 1月28日（水）  
2月26日（木）

- 行政書士  
(渡邊行政書士) 1月9日（金）、1月16日（金）、1月23日（金）  
1月30日（金）、2月6日（金）、2月13日（金）  
2月20日（金）、2月27日（金）

- 行政書士  
(塩月行政書士) 1月13日（火）、1月20日（火）

- IT支援  
(久保先生) 1月21日（水）、2月12日（木）

## 休館のお知らせ

### 令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）

年始は1月5日（月）から開館します。

商品券の換金は年内は12月26日（金）まで、  
年始は1月6日（火）からとなります。

## 税制改正

### 通勤手当の非課税限度額が改正されました

令和7年11月20日に所得税法施行令の一部を改正する政令施行され、通勤のための自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は令和7年4月1日以降に支払われるべき通勤手当について適用されます。令和7年分の年末調整で対応が必要となりますので、対象となる方は詳細をご確認ください。

詳細はこちらから  
ご確認ください⇒



### 基礎控除が引き上げられました（所得税）

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注3)</sup> )	基礎控除額		改正前
	改正後 <sup>(注1)</sup>	改正前 <sup>(注2)</sup>	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 <sup>(注2)</sup>		
132万円超 (200万3,999円超)	88万円 <sup>(注2)</sup>		
336万円超 (475万1,999円超)	68万円 <sup>(注2)</sup>		
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>	58万円
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円	

詳細はこちらから  
ご確認ください↓



### 確定申告の準備は進んでいますか？

「初めての確定申告やり方がわからない」「自分で確定申告を行っていたが間違いないか不安なので誰かに依頼したい」というお悩みがあれば、商工会にて所得税・消費税申告書作成のサポートをしておりますのでご相談ください。（決算指導料が別途かかります）

また、電子帳簿保存法やインボイス制度についても商工会の専担税理士に無料でご相談可能です。お気軽にお問合せ下さい。

